

第十回国会 農林委員会 議録 第二十五号

昭和二十六年三月二十日(火曜日)

午後三時九分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事中垣 國男君 理事野原 正勝君

宇野秀次郎君 小淵 光平君

川端 佳夫君 中馬 辰猪君

齋谷仙次郎君 原田 雪松君

平野 三郎君 金子與重郎君

八百板 正君 横田甚太郎君

羽田野次郎君

出席政府委員

食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

農林技師長官 井上 綱雄君

局助馬部長

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月十九日

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出第八〇号)

農馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外七名提出、衆法第一五号)

○千賀委員長 ただいまから農林委員会を開会いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案並びに食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の審議を進めます。質疑の通告がありますから、これを許します。八百板委員。

○八百板委員 食糧関係法案についてお尋ねをいたしたいと存じます。この前の委員会におきまして、食糧庁長官は、需給と海外食糧とのウエイトを五分五分に置くというお話であつたのでありますが、そうなりますと、いろいろの問題が関連して参りますので、この際中共大豆の状況をお伺いしておきたいと思つてあります。中共大豆は禁止状態にあるというふうにわれわれは聞いていますのでありますが、これが日本の食糧全体の需給状態に及ぼす影響対策等について、どんなお考えを持つておられますか、伺つておきたいと思つてあります。

○安孫子政府委員 中共大豆は、お話のように杜絶いたしておられます。若干のものも香港を通して流れて来るものもありまして、計画に載せるほどのものではありませんが、大豆を満洲物あるいは北支物に依存しておりました日本といたしまして、これが杜絶いたしましたことは、大豆の流通状況から申しまして、またひいては米を、しよゆの原料等からいたしまして非常に困るので、早急に司令部とも相談をいたしまして、ガリオア大豆を相当入れることにいたしました。大体その実行は

完了いたしました段階であります。今後は民質の線によりまして、主としてアメリカ大豆を輸入するというふうになろうと思つておられます。端的に申し上げますれば、中共大豆の杜絶によりまして振りかえをアメリカ大豆に依存している現状であります。大体大豆の需給状態は、きゆうくつながらも大きな破綻はなしに行けるのではなからうかと思つておられます。

○八百板委員 これは話が逆になります。朝鮮の問題が起りました以来、應急的な輸出と申しますか、そういう意味で、日本の食糧が朝鮮に向けて出されたというふうに、われわれは聞いていますのでありますが、これはどのくらいの数量になりましたか、そうしてどんなふうな穴埋めがあとで行われておりますか。さらにその値段等についても伺いたいと思つてあります。

○安孫子政府委員 朝鮮向けに出すことになりました。さきさきは、御承知のように、経済協力局と申しまして、ECAと俗称いたしておられますが、ECAでもつて朝鮮に送るのが、いろいろの積出しの関係で間に合いませんので、一時日本政府が持つておられますのを立てかえてもらいたいという話がありましたので、それを出すことになりましたのであります。これは交換の形式でもつて、同質同量のもので、あれは三箇月以内だつたかと思つて、三箇月以内に戻す、こういう契約をいたしまして、実行いたしております。途中でこのことが変更になりましたので、後半期は第八軍との契約になつたので

あります。両方合せまして實際出ましたのはそれほど大きな数字ではありません。三、四万トンであつたかと思つた部分については、同質同量のもので返還をされて来ておられます。八軍関係が今返還の途中にあるということでありまして、全体の数量はそう大きくありませんし、またこれが返還についても、順調に進んでいるということがあります。

○八百板委員 そうしますと、物で返していただくのでありますが、その場合の物は、輸入食糧その他の一般輸入計画の中に食いつ込んで行くということはないわけですか。その点伺つておきます。

○安孫子政府委員 これは輸入計画のわく外になつて入るものでありますので、輸入計画には食いつ込みません。○八百板委員 輸入食糧の計画実行の順序というものは、国内食糧との関連において立てなければならぬのであります。これを立てる機関である買入れ審議会と申しますか、中央のそういう機関との関連というふうなものについて、伺つておきたいと思つてあります。絶対量が足りないものでありますから、国際情勢の間に間に、結果において農民に対する供出が押しつけられる結果を招く危険が非常に多いと思つておられます。そういうふうな観点から、この点について事情を明らかにしていただきたいと思つてあります。

○安孫子政府委員 需給計画を策定いたします順序、機関についてお尋ね

だと了解いたしましたのでありますが、これは大体年度計画を食糧庁を中心として立てるのであります。その立てましたものを安本と協議して、安本において全般の物資状況と比較検討してこれを確定いたします。それを司令部に提出をして、司令部の食糧係と申しますか、フード・プランで相当検討を加えまして、それが本國政府に連絡がとられて、最後の需給計画が確立されたのであります。大体順序はこういうふうな順序になつておられますが、その際に需給計画を立てる上において、日本国内の供給力をどの程度に見るかということが、一つの大きなファクターになつて参るのであります。これはその年の作況、肥料その他農業の経済事情というふうなものが全部からんで参りますので、食糧庁といたしましては、生産を担当いたしております農政当局と十分な連絡をとりまして、その辺の検討を加えて参るといふようなこと。国内供給力を大体見ているというところをお答え申し上げます。

○八百板委員 そういたしますと、輸入計画が主で、それに見合う国内の供出計画が立てられるというふうな結果になつて、やはり結局において、自主性は供出の面から言つてなくなるようになるのですか。

○安孫子政府委員 あるいは私の説明の仕方が悪かつたと思つていただけます。国内の物の最大限の集荷がどの程度であるかということを一応農林省として算定をいたします。それから過去におけるいろいろ実績その他の動向

から見、また厚生省等からの資料に基
く人口増加の想定もいたしまして、そ
れで総需要量を決定し、それに対し
て、できるだけ国内産の食糧をもつて
充當したいという観点から、国内
の供給力を判定いたしましたして、その足
りない部分について輸入を要請する建
前になっております。

○八百板委員 今までも同僚委員によ
つて尋ねられておるのでありますが、
もう少し明らかにするために、昨年の
麦の追加供出を行いました当時と今日
との間に、どのような事情の変更があ
るかということ、国際情勢並びに麦
の世界需給状況、消費の關係あるいは
船腹の關係、それらの關係において、
うなすけるような御説明をいただ
きたいと思ひます。

○安孫子政府委員 昨年の麦の追加割
当というお話がございましたが、これ
は何かの誤解ではなからうかと思ひま
す。と申しますのは、昨年は麦の追加
割當はいたしませんでした。ただこう
いうことはあつたのであります。昨年
の麦の割當については、事前割當であ
りますから、すでに一昨年に割當をい
たしておいたのであります。昨年の
麦の收穫期にあたりまして、大体の情
勢から、相当大幅の補正をいたしたい
というふうに私も考へておつたので
あります。麦の作況の実情等も考へ
まして、生産者といつたしましては減額
補正量はなほ少く、災害農家が
非常に困つておるから、できるだけゆ
やかな減額補正、大量の減額補正が
ほしいということが世論になつてお
りました。従いまして全般の需給の状況
が、昨年は一昨年に比較いたしました
緩和いたしました事情もありま

して、麦の減額補正については、でき
るだけ大量にいたしたいということ
で、關係方面と折衝いたしておつたの
であります。ところが朝鮮事変が勃発
いたしましたして、相当緊迫いたしましたよ
うな事情にありまして、そのために、当初
私どもとしては、大幅の減額補正をい
たそうと企圖いたしましたことが貫徹
いたしませんで、相当きつ——きつ
いと申しましたが、前々年度に比べま
すれば、それほどきつ補正ではない
のであります。当時の感覚といたし
ましては、相当きつという結果にな
る減額補正がやられたのであります。

そのことではなからうかと思ひます。生
産者の立場から申しますと、大体相当
大幅の補正があると思ひ、また補正の
時期も早いと思つておつたのが、補正
の期間も相当遅れ、しかもきつ減額
補正が来たものでありますから、すで
に処分をしたようなものもあつて、供
出をするのに非常に困難を來したとい
うのが実情であつたと思つたのであり
ます。その当時の情勢と、今日における
国際情勢の比較のお話があつたのであ
りますが、私どももいたしまして、一
般に穀物価格が昨年の六、七月ごろ
よりも上つておるといふことは事実で
あると思ひます。穀物価格も上つてお
るし、船賃も上つておるといふ実情で
あります。この点は悪い材料といえ
ば悪い材料であります。船がキャッチでき
ない、物が買えない、船がキャッチでき
ないという状況でもありませんので、
去年の六、七月ごろに比べまして、い
ろいろ國際政局の背景となりまして問題
については、変化もあり、進展もいた
してありますけれども、食糧買付の面
から申しますれば、根本的に変化を來

しておるといふ事情はないという判断
のもとに、いろ／＼買付の計画も実施
しておる実情であります。

○八百板委員 現在の食糧の手持ちと
いいますか、需給状況について、われ
われの聞き及ぶところによりますと、
必ずしも十分でないというふうに聞い
ております。たとえば食糧、輸送、工
場等、各一箇月分のストックを必要と
するといふ見解に立ちましても、現在
のストックの状態は三箇月分必要であ
るにかかわらず、二箇月分しかない
というふうなわけでありまして、在庫量
が少いというふうなことを私は聞いて
おるのであります。この点について
長官は、今日の状況が満足すべき状態
にあるとお考えになつておりますかど
うか、お答えをいただきたいと思ひま
す。

○安孫子政府委員 これは資料として
提出いたしておりますが、昨年七月一
日における政府並びに公団の持つてお
ります食糧の繰越しは、三百二十万ト
ン程度であつたのであります。それが今
年の六月から七月への繰越しは、公団
はもうなくなりまして、民営の卸
並びに小売に配給をいたしましたのと、政
府手持ちを合せまして、大体二百二十
万トン程度になるのではなからうかと
いうふうに今年の分は想定いたしてお
ります。そうしますと、昨年七月から
本年の七月を比較いたしますと、お
おむね百万トン前後の繰越し減という
形が出て来ておるわけでありまして、し
かし内容を分析してみますと、昨年の
七月一日における繰越しの中には、雜
穀でありますとか、あるいはいれも並び
に、いれも製成品、そうしたものも相當ある

のであります。しかし今年の六月末日
から七月に持ち越ししますものは、これ
は米麦の適格品と申しますか、米麦だ
けになりますので、この数字をこのま
ま比較するわけには行かないと思つた
のであります。しからばどの程度あつた
かと申しますと、二十万トンから三十
万トン近くこうした不適格品があつ
た。そうすると、百万トンの差に對し
て三十万トンを除外して考えますと、
七十万トン程度のものが、昨年七月に
おける繰越しと今年七月における想定
の繰越しとの差になるわけでありま
す。この七十万トンの差は何から來た
かといふと、約半分は国内産食糧の減
でありまして、国内の集荷が、一昨年に比
べて昨年産米が少かつたということ、
と申しますのは、作況の關係もありま
すが、補正を相当大幅にやつた。一昨
年は二百四十万石程度の減額補正であ
つたと思ひますが、昨年産米は五百万
石の補正をいたしておるといふような
わけで、国内産の集荷の面において約
半分は減つておるのであります。その
残りの二十五、六万から三十万トン程
度が輸入減であります。輸入が当初予
定いたしました程度に入つて参りませ
んために、その減を來しておりました。
輸入減につきましては、極力努力を
いたしまして、できるだけその差を縮
めたこと、努力を継続して
おる最中でありまして、大体さうな状
況でありまして、私どももいたしまし
ては、ただいまお話がございましたよう
に、世界の情勢から申しまして、でき
るだけ政府手持ちをたくさんいたした
たいといふことで、努力をいたしてお
ります。外貨の面においても、食糧の
部分をふやすことについて、また各国

との取引の円滑をはかりましたために
も、司令部等と再三再四折衝をいたし
まして、海外からの輸入を確保するこ
とに努めております。大体現在の手持
ちをもつていたしますれば、三箇月な
いし四箇月の食糧はまかない得るわけ
でありますけれども、私どももいたし
ましては、少くとも半年程度のもの
何とか手持ちにいたしたいといふこと
で、努力をいたしております。しかし
ながら、四一六あるいは八一十など、
これらの月は、世界的に穀物の端境期
にありまして、買付につきましては
なかなか困難を來すのではないと思
うのであります。できるだけ手持ち
をふやしたいといふことで努力をいた
してまいります。

○八百板委員 なおいもの場合の繰越
について考えてみますと、いもの場合
は、予定した計画が政府でくずれてお
る。たとえば四十万トンの計画が六万
トンにしか及ばなかつたので、ほとん
ど潜在需要者の方にまわつた、かんじ
んの主食の方にまわらなかつたとい
話を聞いておりますが、今度の麦をば
らずといふ場合、ああいうような経験
を、どんなふうな解釈せられてりくつ
をつけておられるか、それを承つてお
きたい。

○安孫子政府委員 いもの問題は、政
府が買えなかつたけれども、それがや
はりいもの正しい用途に使用されてお
りますので、政府が配給したというこ
とが、必ずしもそれが正しく消費され
たといふことではなからうかと思ひま
す。やはりそれは正しく用途に、
それ／＼の使命を持つた用途に消費さ
れておるのだと私は理解いたしてお
ります。主食といふお話もございました

けれども、二合七勺のわく内に入れたのだからそれが主食であり、しからざるがゆえに主食でないということも言えないだろうと申すのであります。やはりいもは、各人の好みに応じまして、あるいは腹を満たしてもおるでありましよし、また工業原料として

も、従来政府あたりが出しておりましたが、その方面にもまわつておるのであります。その点はそういうふうな理解いたしておるのであります。また政府がそれを買わなかつたからということに結びつくとのお話でありました。政府が買わないからそれが消費されなかつたというのではないので、その点については、以上申し上げたような考え方をいたしております。

それから麦もこれをやつた場合に、潜在需要がどうなるかというお話であります。これは非常にむずかしい問題でありまして、いろいろの角度から検討いたしておりますけれども、自由経済時代における麦の工業用その他の用途というものは、どの程度あつたかというふうなことを見ていると、算定をいたしております。現在需給推算上は二十万トン近い用途を見込んでおりますけれども、これが七・八割、あるいは十割程度の潜在需要の増というものはあるだろうというふうに思つております。

○八百板委員 そういふ前提の上に立つて考える場合に一応考えられてしかるべき事項は、統制をはずすという考え方と、もう一つは、配給量をふやすというところを考慮されていいと思つております。この配給量をふやすというところについては、どんなふう

に考えられますか。

○安孫子政府委員 米で配給量をふやすならば、これは全般の上に非常にプラスであります。製菓品並びに麦に於いての配給量の増加ということは、からまわりをいたしまして、それほど効果を上げ得ないと思つております。米ならばそれをぜひやりたいと思つております。

○八百板委員 なおこれに関連して伺います。日米経済協力の構想というところが、最近問題になつて来ましたが、このために、日本の重要資材について、国際的な角度から割当が行われるような情勢が察知せられるのであります。いわゆる国際物資割当の計画の参考資料として、わが国のそういうものが考へられておるようには聞かされておるが、そういうものとの関連において、農業や鉄道の資材について、農林当局はどういうふうな資料をこの具体案の提出に際して出されて、なお必需物資の農業関係資材の不足を来さないといふ見解をとつておられるか。これをちよつとお答え願ひたいと思つております。

○安孫子政府委員 鉄その他が農機具その他に使われるが、その割当を、国の一つの権力なり機関なりでやるかという問題だと思つておるが、そういうことをやらなくても、大体生産が追いついてやつて行けるものだというふうな考へておられます。もつとも直接の担当問題でもございませぬので、また連絡をいたしまして、はつきりしたお答えをいたしたいと思つております。

○八百板委員 この問題に関連いたしまして、農業手形との関連が起つて来るのであります。前に代金のあと拂いの問題についてお尋ねいたしました。実際に、中金に前渡しに渡してあるの

からというお話があつたのであります。そこでこの中金への前渡しという形をもつと徹底して、生産農民に対して前に渡す、または買いとると同時に代金を引渡す、こういう方法が考へられるものであるかどうか。そうすべからであると思つて、この点どう考へるか。なお最近青森方面の情勢を聞いてみますと、供米代金がすくにももらえないために、一方において、配給を受ける農民が、配給を受けることができないので、配給の辞退が起つておる。配給を受けておるの村の調査だけであるというふうな報道が、青森五所山原方面から報せられておるのであります。たとえば、最も辞退の激しい北津軽の場合においては、食糧公団支所の調査によれば、郡下の一月分配給総人口三万八千八百八十名、所要配給量米換算七千五百五十一俵、一箇月米二十日分、代用食十日分、以下いずれも米換算一に對し、受配量三千七百七十八俵だけで、残る半分以上の三千九百七十三俵が辞退されておる。二月になると辞退者はさらにふえて、最近の受配済み数量は一千四百七十四俵、辞退は三千二百俵となつておる。郡内二十三箇町村中、順調に受理して居るところは二村のみで、内漏村のごときは、配給人口約六百名中、完全に配給を受取るものは、村の駐在巡査ただ一戸だけだ。こういうふうなことが報せられておるのであります。こういうふうな情勢を御存じであるかどうか。先ほどの代金の即時払いとの関連において、お答えをいたしたいのであります。

○安孫子政府委員 代金は、現在の制度では、買つと同時に払つておるといふのが建前でございます。それが現金

でなく、支払い証票という小切手類似のもので払つておることではあります。一々現金ということでは参りませんので、そういう制度をとつておりますが、そのかわり、建前としては現金支払いというふうな建前でやつております。

それから今の配給辞退であります。代金支払いが非常におそいから配給辞退があるのだというふうなことは考へておられません。再調査いたしてみますけれども、東北地帯の農村におきましては、やみ米が相当安く出ている。公定価格を割つておるという実情である。そのために配給が辞退されておる。そのために承知をいたしておるのであります。五所山原一帯の問題については、もう一度再調査してみたいと思つております。

○八百板委員 それから農民の保有米の問題について、今までも、米四合とされておつたように存するのであります。保有数量は、この買入手続法による場合、現在どういふふうな考へられておるのでありますか。

○安孫子政府委員 四合保有からいいますと、米四合とされておるのを地域的に算定してきめてやつて参りました。これから麦をはずしますと、やはり麦を除いたものでの保有数量というものが算定されなければならぬのであります。機械的に麦の分を引いただけではいけませんので、やはりそこにもう少し全般的な観察を加えて、保有量を決めたいと思つております。

○八百板委員 そうすると、具体的にどういふことになるのですか。御承知だと思つておるが、刑務所の屋外労働

に對しても、今まで農民に對する配給量よりも多くの配給量が配給せられておるのであります。こういうふうなことは、農民に對しては影響を与へることではないと思つておる。できませぬならば、こういう事情について、この際十分な考慮が必要であらうと思つておるが、この点に對する御所見を伺ひたい。

○安孫子政府委員 それは保有量の總額の問題になると思つておる。四合保有をもつとふやすかどうかという問題ですが、現在の需給の状況からいたしまして、米の保有量をふやすことは困難かと思つておる。ただ地域的な保有量の差が出て参りますから、單作地帯等におきましては米の保有量が多く、二毛作地帯におきましては、米の保有量が比較的少いという実情等、相当全般的な観察をいたしまして、若干立て直しをしなければならぬのではないかと、こういうふうな思つております。

それから刑務所との比較におきましても、刑務所の人には米だけをやつておるわけではありませぬ、そのほか麦並びに麦製品なんかも、国でもつて一定量をやつておるわけでありまして、片方保有量との比較においては、農村にいたしましては例外はありませぬ。けれども、大体ほかにも食物がありませぬので、均衡の上からは、そう農家を圧迫したようなことではないと思つておるに存じておる。

○八百板委員 金融関係の質問がございませぬが、これは一応保留しておきます。

○千賀委員長 他に質疑はありませぬか。——ないようでありますから、日

程を進めます。

○千賀委員長 これより競馬法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑に入りませぬ。質疑はございませぬ。

○原田委員 今回の一部改正案では、ただ休みのあるところを運用して、回数を増すというよりなごとのように思いますが、これで一部の休閑地帯がカバーされることはもちろんのこと、ことだと思ひます。しかしながら、競馬法は前国会において保有率の問題の一部改正をやりました。なおまた今度一部改正をやる、こういうことになつておるのでありますが、ただわずかな改正のみで進むことがはたしていいかどうか、こういうことを私は非常に懸念するものであります。幸い部長もおいででありますから、聞きたいのであります。将来競馬法を根本的に改正する意思が、当局としてあるかどうか、その点を一点お伺いいたします。

○井上説明員 競馬法の全体を改正する意思があるかどうかという御質問でありませぬ。この点につきましては、たゞび農林大臣からも、いろいろな機会に御答弁があつたように考えます。が、私の競馬部長としての個人の考えを申し上げますと、御承知のように、競馬が国営になりましたのは、当時の情勢からやむを得ざるものがあつて、國に相なつたわけでありまして、最も適當なる民営の方式ができませんならば、すみやかに民営に切りかえるのがよろしかろうと考へておるわけでありませぬ。つきましては、大臣からのお話もございまして、われ／＼として、最も慎重にこの点を研究いたしておる

次第であります。

○原田委員 部長のお氣持がはつきりわかつたので、私も若干安心いたしましたが、少くとも従来のような民営に移すには、運管のいかんというところが、全国の畜産にきわめて重大な影響を及ぼすのであります。この理由にも書いてある通り、現在の國營競馬の馬の数はまことに微々たるもので、四百頭内外であると考へます。戦前は二千頭近くあつたものが、こんなに激減した原因がどういふところにあるか、その原因を一応探究する必要があるのではないかと考へます。

今のようなことによつて、競馬を國營で継続して行きますならば、おそろしく優秀な馬は根絶やしになりはしないか、こういうことを非常に心配するのであります。なおまたもう一つは、この公共性を持つた地方競馬と國營競馬に開きがある。國營競馬でありますと、優秀な馬を入れなければいゝる利益がない。ところが一般の競馬になりませぬと、出走手当を出しておる。そういうところに畜主としての収入があるわけですか。こういうことからして、ややともすると、國營競馬の資格のあるものが地方競馬に落ちる、こういう傾向が多いようでありませぬ。これではどうしてもうまく行かない。少くとも民営競馬に移管するならば、そのマーヅンをもつて種畜の改善であるとか、あるいはある期間の飼育をやつたものは、あとを絶やさないような、いわゆる一つの保護を私たちは常に考へなければならぬ。そういう面からしても、現在のように國營競馬は、収入が税金になつてしまひ、何ら奨励の面に還元されないといつたところに隘

路があるかと考へられます。一日も早くこの民営競馬が実現いたしまして、そのマーヅンをもつて馬産の改良に従事するような方向に持つて行かなければならぬ。こういうことでの議院へ提案するということになりませぬならば、少くも今の競馬部の方々は、協力態勢でやつて来なければならぬ。ほんのちろんのことだと思ひます。そして初めて官民一体となつた競馬の、ほんのちろんの生きた運管ができる。こういう方向に持つて行かなければならぬ、さういふ意図があると思ひます。競馬部にさういふ意図があると思ひます。その資料であるとか、いろいろな参考になる従来の整理面のデータであるとかいふものを、率直にお出し願ひまして、協力していただけるかどうか、その点をどういふようですが、もう一度お尋ねしておきたいと思ひます。

○井上説明員 従来、議院から御要求になりましたものはもちろん、昨今は議員以外の方々からも御要求がございまして、大体すみやかに御満足に行くなつた資料を出すことに努めておりますが、何かさういふもので滞つておるものがございませぬか、はなはだ恐縮でございませぬが、その点ちよつと承つておきますれば、私の方では極力さういふことにはいたしたいと思ひます。

○原田委員 御承知と存じませぬが、競馬を民営に移すために、政調会で競馬法の改正審議委員会というものをこしらえておられます。ことにこれは議會を中心にして、これによつて強力なものをごしらえ上げよう、さういふことで、すでに委員の任命も終つております。つきましては、競馬部の方にその連絡がまだつきりついていない

かとも存じますけれども、御連絡申し上げますから、ぜひその委員と、専門家の部長以下の方々が一致態勢の形をもつて、この法案の完全実現を期するよう努力していただきたい。今のお話でありませぬが、私どもお聞きして、非常に意を強くするのであります。まだ何ら要求をいたしておられないかもしれませぬが、資料の要求は全畜連を通じてお願いした点もあるようでありませぬので、この後一層さういふことに協力する意味において、ぶちまけて、わがものとして御協力を願うようにお願ひ申し上げます。希望を申し上げました。私の質問を終りたいと思ひます。

○千賀委員長 他に御発言はありませぬか。――競馬法の一部を改正する法律案につきましては、他にないものとして、この程度で質問を打切ることになりませぬか。

○千賀委員長 御異議なしと認めませぬ。さうに決しました。

○千賀委員長 この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴ひまして現在肥料対策小委員三名、農林公共事業小委員七名、畜産に関する小委員三名、家畜伝染病予防法案起草小委員二名がそれぞれ欠員になつております。この際その補欠を委員長において指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○千賀委員長 御異議なしと認めませぬ。よつて
肥料対策小委員に
平野 三郎君 吉川 久衛君
羽田野次郎君

農林公共事業小委員に
小淵 光平君 川西 清君
川端 佳夫君 平野 三郎君
坂口 主税君 木村 榮君
羽田野次郎君
畜産に関する小委員に
川西 清君 平野 三郎君
吉川 久衛君
家畜伝染病予防法案起草小委員に
金子與重郎君 羽田野次郎君
をそれぞれ指名いたします。
次会は公報をもつて御通知申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会